

# 新しい法律のご紹介（第1回）

## 民事再生法―再建型倒産処理手続の基本法が施行される

2000年5月1日

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

当事務所ではこのたび事務所報をお届けすることになりました。

第1回目は「民事再生法」です。

これまで、債務者が経営権を失わないまま再建するため、和議法という法律がありました。しかし、和議の申立には破産原因が必要で、再建できない状態に陥らないと申立ができず、また、仮に和議条件が決められてもその履行を確保するための手当がなかったため、債務者にも、債権者にもあまりメリットはなく、利用はされてきませんでした。また、会社更生法は、手続が重すぎて、中小企業の機敏な再生には不向きでした。

ところで、法務省は、倒産法（破産法、会社更生法や和議法など）が時代にマッチしないとしてその見直し作業を進めていましたが、バブル期後も不況が長引き、中小規模の会社の倒産が相次ぎました。そのため、中小企業の健全育成を所管する通産省が危機感を抱き、倒産法の中の和議法の見直しを早め、再建型の倒産処理手続の基本法として、平成11年12月22日公布され、本年4月1日から施行されたのが、この民事再生法です。この結果和議法は廃止されました。既に新聞等では、いくつかの会社が、民事再生法に基づき申し立てしたという報道がなされています。そこで、国民生活に大きな影響を与える民事再生法を第一回のテーマとして選びました。

民事再生法のエッセンスは、次の5点です。①規模・種類（株式会社か否か）を問わずに申立できます。②（再生）債務者は、破産状態に至らなくても、経済的窮地にあれば申立できます。③原則として、（再生）債務者が経営権を維持したまま再建を続けることができます。④担保権を含む債権者の権利行使が制限でき、また、再建に必要があれば、債務者は、担保権の消滅を求めることができ、営業譲渡や株式の発行要件が緩和されるなど、再建のためのメニューが揃っています。⑤再建計画の履行確保のための手当がなされていますので、債権者は債務者に履行を強制できます。そして、全体的に、手続は無駄が省かれ、迅速に再建が行われるように、工夫がこらされています。これにより、債務者にとっては、破産のようなお手上げになる前でも民事再生を申立て、自らが主体となって再生ができ、債権者にとっても、裁判所の後見のもと公正に手続が進められ、破産の場合の配当率（10パーセント以下が通常です）より大きな回収が可能で、上手くいけば、全ての関係者がWin-Winといった制度です。

しかし、制度は生き物ですから、破産回避等の、その場しのぎのために申立てする無責任な債務者が増えれば、制度への信頼が揺らぎますし、債務者は自ら経営を思い切って圧縮するなど汗をかき、債権者もそのような熱意ある債務者を助けるといふ図式が成り立たなければ、再建は実現しません。したがって、民事再生法は、債務者と債権者が、弁護士等の法律家と協力し、話し合いを通じて再建をしていく道筋を決めたもので、大切なのは、民事再生法の理念に基づいて、関係者が誠実に運用していくことにあると思います。民事再生法は、弁護士業務にも多くの影響を及ぼすことが予想され、当事務所では研究会を開いて勉強を続けています。